

社団法人かごしま犯罪被害者支援センター

平成17年度事業報告

(平成18年3月10日～平成18年3月31日)

1 センター活動状況

(1) 相談受理状況

| | |
|----------|-----|
| ・ 電話相談 | 13件 |
| ・ 面接相談 | 4件 |
| ・ 相談内容内訳 | |
| 性的被害 | 5件 |
| 財産的被害 | 4件 |
| 殺人 | 2件 |
| 暴行・傷害 | 1件 |
| その他 | 5件 |

(2) 専門家による相談等

| | |
|-------------------|----|
| ・ 弁護士による法律相談 | 1件 |
| ・ 臨床心理士によるカウンセリング | 0件 |

(3) 直接的支援

| | |
|----------|----|
| ・ 法律相談付添 | 1件 |
|----------|----|

2 会議、会合等の開催・出席状況

(1) 研修会の実施状況

- ・ 3月11日 ボランティア研修会(ボランティアセンター会議室)

(2) 会議の開催状況

- ・ 3月11日 相談支援担当会議・直接支援担当者会議・広報研修担当者会議の開催
(ボランティアセンター会議室)

3 社団法人設立許可

- (1) 3月10日 社団法人設立許可交付式(鹿児島県警察本部)
- (2) " 社団法人設立登記(鹿児島地方法務局)

かごしま犯罪被害者支援センター 平成17年度事業報告

(平成17年3月10日(設立)～平成18年3月9日)

1 会議の開催等

- (1) 5月13日(金)第1回総会をかごしま県民交流センターで開催,平成17年度事業計画,収支予算案の議決等を行った。
- (2) 総会終了後,上記交流センター2階大ホールにおいて設立記念フォーラムを開催
約500人が参加,被害者支援に関する意識高揚とセンター運営に関する協力等を訴えた。
フォーラムの内容
 - ・ 第一部～社団法人被害者支援都民センター事務局長による「犯罪被害者の現状と支援」と題する基調講演
 - ・ 第二部～事件の遺族,弁護士,臨床心理士,県警察本部警務課被害者支援室長等パネリスト6人による「支援センターに望むもの」をテーマにしたパネルディスカッション
- (3) 平成18年2月7日(火)平成17年度第2回理事会,平成17年度第2回総会及び社団法人かごしま犯罪被害者支援センター設立総会を開催。

2 相談事業

(1) 電話相談・面接相談

相談者のプライバシー等を保護するために電話相談のブース及び面接相談室を設置し,事務職員・被害者支援ボランティアにより,被害者等のための相談受理及び各種情報の提供等を行った。

相談専用電話 099-226-8341

相談受付時間 火曜～土曜 10:00～16:00

相談件数(H17.3.10～H18.3.9)190件～相談内容等は別紙のとおり

(2) 心理相談

メンタルケアを必要とする被害者等のために,臨床心理士によりカウンセリング等の相談を行い,被害の回復と軽減を図った。月2回の定例相談日を設けるほか,被害者等の要望に応じて臨時で相談を実施した。

定例相談日 原則として毎月第1・第3土曜日

相談件数 12件

(3) 法律相談

法律専門家による相談が必要と認められる被害者等に対し,弁護士により,電話・面接等の方法で相談を実施し,被害者等への法的な支援活動を行った。月2回の定例相談日を設け,相談を実施した。

定例相談日 原則として毎月第2・第4木曜日

相談件数 10件

3 直接支援事業

(1) 付添等の支援

被害者等の要望に応じて精神的な負担の軽減を図るための付添い支援を行った。

| | |
|--------|------|
| 法廷付添 | 2 件 |
| 法律相談付添 | 6 件 |
| その他 | 3 件 |
| 計 | 11 件 |

(2) 物品の供与

防犯ブザーを供与することにより，被害者等の不安を除去することに努めるため，防犯ブザー購入5個

4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

(1) 警察署との連絡及び情報提供

直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって，相談，支援各担当責任者が警察や検察庁，裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者等に提供する等の事業を行った。

(2) 全国被害者支援ネットワークへの参加

犯罪被害者支援の全国民間組織「全国被害者支援ネットワーク」に加入し，全国の民間支援組織との連携を図り，合同の研修会等に参加した。

- ・ 秋期研修会 10月2日(日)～東京都港区赤坂 日本財団会議室
- ・ 全国犯罪被害者支援フォーラム2005 10月3日(月)～東京都有楽町朝日ホール
- ・ 全国被害者支援ネットワーク公開フォーラム 2月17日(金)～和歌山県民文化会館
- ・ 春期全国研修会 2月18日(土)～和歌山県民文化会館

(3) 各種会合への参加

- ・ 9月8日(木) 県弁護士会館で開催の日本司法センター意見交換会出席
- ・ 10月13日(木) 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会(事務局：県警察本部犯罪被害者支援室)に出席 新規協議会員として承認

5 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

(1) 新規ボランティアの募集及び養成講座

- ・ 2月10日(木)～4月22日(金)まで6回実施・ 修了者数 61名(現在58名)

(2) 熊本・宮崎犯罪被害支援センターとの合同研修会

- ・ 7月8日(金)熊本犯罪被害者支援センター(H15年4月開所)・宮崎犯罪被害者支援センター(H16年4月開所)と合同のボランティア研修会を開催
会場 鹿児島県警察本部7階大会議室
ボランティア39名参加

(3) ボランティア相談員継続研修

- ・ 9月 8日(木) 10:00～12:00 鹿児島地方検察庁
- ・ " " (木) 13:00～15:00 鹿児島地方裁判所
- ・ 9月24日(土) 13:10～17:00 かごしま市民福祉プラザ5階中会議室
- ・ 10月29日(土) 14:00～17:00 鹿児島県警察本部3階中会議室
- ・ 11月21日(月) 13:30～17:00 かごしま市民福祉プラザ5階中会議室
- ・ 1月28日(土) 13:30～16:00 " "
- ・ 2月27日(月) 13:30～16:00 " "

(4) 直接支援員選考

- ・ 8月23日 ボランティア相談員の中から10名指定

6 広報・啓発活動

(1) 「犯罪被害者支援の日」記念事業の実施

全国被害者支援ネットワークで10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めたことを記念したキャンペーンが全国各地で展開されるのにあわせて、広報・啓発活動を行った。

- ・ 10月5日(水) 鹿児島中央駅ビルアミュ広場で県警察本部音楽隊協力により「犯罪被害者支援の日」ミニコンサートを開催(16:00~17:00)
- ・ 同会場で、ライオンズクラブ・国際ソロプチミスト・学生(純心)・ボラ・警察の協力により街頭キャンペーン実施

(2) 街頭における広報・啓発活動

- ・ 7月30日(土) 県警察本部「2005ふれあい警察展」会場に被害者支援ブースを設置し、リーフレット・ポケットティッシュを配布
- ・ 11月25日(金) 鹿児島中央駅ビルアミュ広場前で国際ソロプチミスト主催の街頭キャンペーンに参加
- ・ 12月10日(土) 市民文化ホールで開催の県警察本部「ふれ合いコンサート」会場で、来場者にリーフレット・ポケットティッシュを配布
- ・ 12月17日(土)で「鹿児島杉の子」会主催の街頭キャンペーンで(山形屋前他2カ所)センター広報及び募金活動

(3) 機関紙の作成・配布

かごしま犯罪被害者支援センターの活動状況等をまとめた機関紙(センターニュース)を発行し、会員等に配布(11月発行 第1号)3,000部発行

(4) センター広報用ポスター・リーフレットの作成・配布

犯罪被害者支援センターの活動内容等を紹介したポスター・リーフレットを県下の関係機関・団体や県民に広く配布し、センターの広報及び被害者支援の啓発を行った。

- ・ 広報用ポスター 4,000部
- ・ 会員募集用・一般広報用リーフレット 17,000部
- ・ 広報用ポケットカード 33,000枚

(5) 広報媒体等を通じた広報啓発

関係機関・団体が発行する広報媒体や報道機関の取材に応じたり、新聞、ラジオに広告を掲載する等、各媒体を通じてセンターの事業内容を紹介した。

7 その他

センター事務所の移転

- (1) 平成17年8月1日、県警察本部からかごしま県民交流センター西棟5階に移転
- (2) 平成18年2月8日、普通乗用自動車の寄贈(町田酒造会長町田實孝様より)

社団法人かごしま犯罪被害者支援センター平成18年度事業計画

| 号数 (定款第4条) | 事業項目 | 事業名 | 事業内容 | 実施予定 | 対象・参加人員・方法 |
|---------------|------------------|----------------------|---|-----------------------------------|--|
| 第1号 | 相談事業 | 電話相談事業 | 被害者のプライバシー等を保護するために設置した電話相談のブース(2室)において、相談電話により被害者等のための相談受理や各種情報の提供等の電話相談を行う。 | 随時 火～土 10:00 から 16:00 まで | ・対象～センターの相談電話を利用して各種相談を行う者。 ・事務局員、ボランティア相談員 |
| | | 面接相談事業 | 相談者のプライバシー等を保護するために設置した面接相談室において、直接面接による相談、メンタルケアを必要とする被害者等のための非常勤職員(相談担当者)によるカウンセリングを行う。 また、電話・面接相談の結果、専門家によるカウンセリング、相談等が必要な者に対し、センターに登録された専門相談員により、面接等の方法で相談を実施し、被害者等の被害の回復と軽減を図る。 | 同上 | ・対象～電話相談、又は面接の結果、面接相談が必要と認められ、かつ、面接相談を希望する者。 ・ボランティア相談員、非常勤職員(相談担当者)、専門相談員(臨床心理士等)により実施。 専門相談員によるカウンセリング、相談については、月2回程度実施 |
| | | 法律相談業務 | 電話・面接相談の結果、法律専門家による相談が必要と認められる者に対し、センターに登録された弁護士により、電話、面接等の方法で相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行う。 | 月2回 | ・相談の結果、法律専門家による相談が必要と認められる者に対し、弁護士により実施。 弁護士による相談については、月2回程度実施 |
| 第2号 | 直接支援事業 | 物品の供与事業 | 被害者等からの要請により、防犯ブザー等の物品を供与・貸与することにより、被害者等の不安を除去する。 また、被害直後や裁判傍聴の際、被害者等からの要請により、フード付きウィンドブレーカー等の上着を貸与することにより、報道等からの二次被害を除去する。 | 随時 | ・対象～希望する被害者等に対し、実施。 |
| | | 危機介入事業 | 犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者に対し、警察や被害者等の要請により、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を実施する。 | 随時 | ・対象～危機的状況にある被害者等に対し、直接支援員等ボランティアが実施する。 |
| | | 付き添いサービス事業 | 被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察での事情聴取等の際、被害者等の希望に応じて被害者等の精神的負担の軽減を図るための付き添いサービスを行う。 | 随時 | ・対象～サービスを希望する被害者等に対し、直接支援員、ボランティア相談員等が法廷、病院、警察署、被害者等の自宅等で実施。 |
| | | 宿泊場所提供事業 | 被害者等からの要請を受けた上で、関係機関との連携により、宿泊場所の提供、シェルター(一時避難施設)等への斡旋を行う。 | 随時 | ・対象～サービスを希望する被害者等に対し、実施。 |
| 第3号 | 各種手続の補助事業 | 犯罪被害者等給付金申請補助事業 | 被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続きの補助を行う。 | 随時 | ・対象～申請手続きの情報提供を希望する被害者等 |
| | | 損害賠償請求制度等各種制度の情報提供事業 | 被害者等から要請を受けた上で、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続きの補助を行う。 | 随時 | 同上 |
| 第4号 | 被害者等自助グループへの支援事業 | 自助グループの支援事業 | 被害者が社会に発言できる機会をコーディネートし、被害者等への後方支援を行う。 | 随時 | 事務局長を担当者として会合・研修場所の提供等の支援を行う。 |
| | | 自助グループの育成事業 | 被害者等の了解を得た上で、同じような被害に遭われた方やその遺族を紹介するなどして、被害者等同士で語り合える自助グループの育成を図る。 | 随時 | 自助グループの結成を目指している被害者等に対し、事務局職員により行う。 |

| | | | | | |
|-------|--------------------------|----------------------------|--|-------------------------|--|
| 第 5 号 | 関係機関・団体等との連絡及び情報提供事業 | 警察等との連絡及び情報提供事業 | 直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって、相談・支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て、被害者に提供する。 | 随時 | 被害者等の相談・支援担当者が事件の捜査経過、今後の裁判予定等の必要な情報を得て、被害者に提供する。 |
| | | 各種会合への参加事業 | 鹿児島県犯罪被害者支援連絡協議会(事務局: 県警察本部警務課被害者支援係)において、センターの活動状況を発表するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。その他の各種会合の場において、被害者等の人権及び支援の啓発活動を推進する。 | 総会 年1回 分科会 年1回 | 事務局長が総会に出席・各会議の席上において、本センターの活動状況の発表、各種情報交換を行う。 |
| | | 全国被害者支援ネットワークへの参加 | 全国の民間支援組織との連携を図り、合同の研修会等に参加する。 | 年2回 10月,2月 | 事務局職員、直接支援員を派遣、参加させる。 |
| 第 6 号 | 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業 | 県内での研究事業 | 県内の大学、研究機関、関係機関等において、調査及び研究を行い、資料を作成する。 | 適宜 | センター職員を派遣する。 |
| | | 先進的組織等の調査及び研究事業 | 日本国内での被害者支援活動の先進的組織(被害者支援都民センター、いばらき被害者支援センター等)を視察し、先進的な被害者支援活動について調査及び研究をするとともに、各種資料を入手する。 全国被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査及び研究を行う。 | 適宜 | センター職員、直接支援員を派遣、参加させる。 |
| | | 刊行物による情報収集事業 | 被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等の刊行物により、収集、資料化する。 | 随時 | 地方紙、全国紙1紙、学術誌を購入し、実施する。 |
| 第 7 号 | 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業 | 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び継続的な研修 | 1 被害者等の心理や被害者等の実態、刑事手続き等の基礎研修を研修室等において行う。 2 面接・電話相談、直接的支援等活動内容別の実地研修を研修室等において行う。 3 基礎研修及び実地研修終了者に対する継続的研修を行う。 4 ボランティア相互の意思疎通のためのミーティングを研修室等において行う。 | 随時 | 対象～センターの支援事業に参加するボランティア。 講師～事務局長及び専門家講師。 専門家講師 精神科医、弁護士、臨床心理士、県保健福祉課、警察官等 |
| 第 8 号 | 広報・啓発事業 | ポスター、リーフレットの作成・配布事業 | 街頭キャンペーンや他機関・団体等のイベント等においてポスター、リーフレットを作成し、広く県民に配布することにより、本センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。 | 年1回 | 配布対象～市町村、警察署等の関係機関、団体の窓口に設置し、広く県民に配布する。 |
| | | 機関誌の作成配布事業 | かごしま犯罪被害者支援センターの活動状況等をまとめた機関誌を作成し、会員等へ広く配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。 | 年2回 | 同上 |
| | | 部外講師による講演会の開催事業 | 被害者支援に携わる大学講師等を招いて年1回開催し、多くの県民に犯罪被害者等の悲惨な現状と命の重さ、犯罪被害者等に対する社会の役割、事件・事故の未然防止等を訴える。 | 年1回 | 対象～県民 |
| | | 広報媒体への広告の掲載事業 | 関係機関・団体が発行する公報媒体へのセンターに関する広告の掲載を依頼する。 | 適宜 | 地方公共団体の広報担当、マスコミ等に協力を依頼し、センターの活動を広報。 |
| | | ホームページでの広報事業 | 開設したセンターの活動内容等を紹介した独自のホームページを随時更新し、広報啓発活動を行う。 | 随時 | 対象～県民 |